B節　単信（１周波数）通信及び船舶相互間クロス・バンド（２周波数）通信のための単側波帯の送信周波数（kHz）の表（本付録の第Ｉ節第４項参照）

4MHz帯[1]		6MHz帯		8MHz帯[2]		12MHz帯[3]	
搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数
4146	4147.4	6224	6225.4	8294	8295.4	12353	12354.4
4149	4150.4	6227	6228.4	8297	8298.4	12356	12357.4
		6230	6231.4			12362	12363.4
						12365	12366.4

[1] これらの周波数は、第428及び第429チャネルで運用する海岸局で複信通信に使用することができる（A節参照）。

[2] これらの周波数は、第834から第837までのチャネルで運用する海岸局で複信通信に使用することができる（A節参照）。

[3] 周波数12359kHz及び16537kHzの使用については、第52.221A号及び第52.222A号を参照すること。

16MHz帯[3]		18/19MHz帯		22MHz帯		25/26MHz帯	
搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数	搬送波周波数	割当周波数
16528	16529.4	18825	18826.4	22159	22160.4	25100	25101.4
16531	16532.4	18828	18829.4	22162	22163.4	25103	25104.4
16534	16535.4	18831	18832.4	22165	22166.4	25106	25107.4
		18834	18835.4	22168	22169.4	25109	25110.4
16540	16541.4	18837	18838.4	22171	22172.4	25112	25113.4
16543	16544.4	18840	18841.4	22174	22175.4	25115	25116.4
16546	16547.4	18843	18844.4	22177	22178.4	25118	25119.4

[3] 周波数12359kHz及び16537kHzの使用については、第52.221A号及び第52.222A号を参照すること。

C-1節　固定業務と共用する4000-4063kHzの周波数帯における船舶局のための勧告された単側波帯の送信周波数(kHz)の表

本節の周波数は、以下のために使用することができる。

— A節の複信通信のための船舶から海岸へのチャネルを補足するため。

— 船舶相互間単信（１周波数）通信及び船舶相互間クロス・バンド通信のため。

— C-2節のチャネルによる海岸局とのクロス・バンド通信のため。

— 4438-4650kHzの周波数帯で通信する海岸局との複信通信のため。

— 第428及び第429チャネルとの複信通信のため。

チャネル番号	搬送波周波数	割当周波数	チャネル番号	搬送波周波数	割当周波数
1	4000*	4001.4*	12	4033	4034.4
2	4003*	4004.4*	13	4036	4037.4
3	4006	4007.4	14	4039	4040.4
4	4009	4010.4	15	4042	4043.4
5	4012	4013.4	16	4045	4046.4
6	4015	4016.4	17	4048	4049.4
7	4018	4019.4	18	4051	4052.4
8	4021	4022.4	19	4054	4055.4
9	4024	4025.4	20	4057	4058.4
10	4027	4028.4	21	4060	4061.4
11	4030	4031.4			

* 主管庁は、自国の管轄下にある船舶局が第三地域で航行する場合に、その船舶が4000-4005kHz帯の使用を差し控えることを勧めるよう要求される（第5.126号も参照）。

C-2節　固定業務と共用する8100-8195kHz帯における船舶局及び海岸局のための勧告された単側波帯の送信周波数(kHz)の表（本付録の第Ｉ節第７項参照）

本節の周波数は、以下のために使用することができる。

— A節の複信通信のための船舶から海岸へ及び海岸から船舶へのチャネルを補足するため。

— 船舶相互間単信(１周波数)通信及び船舶相互間クロス・バンド通信のため。

— C-1節のチャネルによる船舶局とのクロス・バンド通信のため。

— 船舶から海岸へ又は海岸から船舶への単信通信のため。

— 第834、第835、第836及び第837チャネルとの複信通信のため。

チャネル番号	搬送波周波数	割当周波数	チャネル番号	搬送波周波数	割当周波数
1	8101	8102.4	17	8149	8150.4
2	8104	8105.4	18	8152	8153.4
3	8107	8108.4	19	8155	8156.4
4	8110	8111.4	20	8158	8159.4
5	8113	8114.4	21	8161	8162.4
6	8116	8117.4	22	8164	8165.4
7	8119	8120.4	23	8167	8168.4
8	8122	8123.4	24	8170	8171.4
9	8125	8126.4	25	8173	8174.4
10	8128	8129.4	26	8176	8177.4
11	8131	8132.4	27	8179	8180.4
12	8134	8135.4	28	8182	8183.4
13	8137	8138.4	29	8185	8186.4
14	8140	8141.4	30	8188	8189.4
15	8143	8144.4	31	8191	8192.4
16	8146	8147.4			

第Ⅱ節－狭帯域直接印刷電信方式(対に組み合わされる周波数)

1　対に組み合わされる周波数を使用する各海岸局には、次の周波数連から１対又は２対以上の周波数を割り当てる。各対は、送信周波数及び受信周波数から成る。

2　狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ電信方式の速度はFSKの場合は100ボーを、PSKの場合は200ボーを超えないこと。

海岸局による２周波数通信のための周波数の表(kHz)

チャネル番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信